

(案)

基準契約書 C

収入

印紙

委 託 契 約 書

1 委託業務の名称

2 業 務 番 号

3 履 行 期 間 年 月 日から
年 月 日まで

4 業 務 委 託 料 金 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円

「取引に係る消費税及び地方消費税の額」は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、業務委託料に105分の5を乗じて得た額である。

5 契約保証金 金 円

ただし、現 金 金 円
代用証券 金 円

上記の委託業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

(総則)

- 第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、契約の目的物（以下「成果物」という。）を発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料（以下「委託料」という。）を支払うものとする。

(指示)

- 第2条 受注者は、業務の実施に関する必要な事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(業務日程表)

- 第3条 受注者は、契約締結後5日以内に業務日程表を作成し、発注者に提出しなければならない。

(契約の保証)

- 第4条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証書を発注者に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) この契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) この契約による債務の不履行により生じる損金をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、委託料の10分の1以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料の10分の1に達するま

で、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第5条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(再委託等の禁止)

第6条 受注者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得たときは、この限りでない。

(履行報告)

第7条 発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務の処理状況等について報告させ、又は調査することができる。

(業務の内容の変更等)

第8条 発注者は、必要があるときは、業務の内容を変更し、又は業務を一時中止させることができるものとする。この場合において、履行期間又は業務委託料を変更する必要があるときは、発注者と受注者とが協議して書面によりこれを定めるものとする。

(履行期間の延長)

第9条 受注者は、その責めに帰することができない理由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき理由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第10条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害の発生が天災等で発注者と受注者のいずれの責めにも帰することができない場合及び発注者の責めに帰する事由による場合は、この限りでない。

(検査及び引渡し)

第11条 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく成果物を添えて発注者に業務完了報告書を提出しなければならない。

- 2 発注者は、前項の業務完了報告書を受領したときは、その日から10日以内に業務の完了を確認するための検査を行わなければならない。
- 3 受注者は、前項の検査の結果不合格となり、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の補正の完了及び再検査の場合に準用する。

(委託料の支払い)

第12条 受注者は、前条の検査に合格したときは、委託料の支払いを請求することができる。

- 2 発注者は、前項の規定による請求を受領したときは、その日から30日以内に委託料を支払わなければならない。

(前金払)

第13条 発注者は、受注者から委託料の前払金の請求があった場合において、その必要があると認めるときは、委託料の10分の3以内の範囲内で前払金を支払うものとする。

(契約の解除)

第14条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 受注者の責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。
- (2) 正当な理由がなく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (3) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者、以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この号において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められると

き。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約にあたり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(4) 前3号のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達することができないと認められるとき。

2 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第8条の規定により、業務内容の変更のため、業務委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能になったとき。

(履行遅滞)

第15条 受注者は、その責めに帰する理由により履行期間までに業務を完了することができない場合において、履行期間後に完了する見込みがあるときは、受注者は、すみやかにその旨を発注者に届け出て、その承諾を受けなければならない。

2 前項の場合において、発注者は、遅延日数に応じ、委託料に対し年3.1パーセントの割合で計算した額を遅延損害金として、受注者に支払いを請求することができる。

(瑕疵担保)

第16条 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対してその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、引渡しを受けた日から3年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、当該請求を行うことのできる期間は10年とする。

(秘密の保持)

第17条 受注者は、この契約の履行に関し知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(違約金)

第18条 受注者は、第14条第1項の規定により契約を解除されたときは、委託料の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約外の事項)

第19条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

この契約の締結を証するため、この契約書を2通作成し、発注者及び受注者が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 京都府木津川市木津南垣外110番地9
木津川市
木津川市長 河井規子

受注者 住所

氏名